

資料4 「里地里山保全・活用行動計画(仮称)」 の基本的考え方について

目 次

- 4-1. 上位計画等での考え方
 - 4-1-1. 生物多様性基本法
 - 4-1-2. 生物多様性国家戦略
 - 4-1-3. 国土形成計画
- 4-2. 「里地里山保全・活用行動計画(仮称)」策定のねらい
- 4-3. 「里地里山保全・活用行動計画(仮称)」の構成(案)
- 4-4. 地域での取組促進の枠組み(案)

4-1-1. 生物多様性基本法

(平成20年6月制定)

第14条2 国は、農林水産業その他の人の活動により特有の生態系が維持されてきた里地、里山等の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じて当該地域を継続的に保全するためのしくみの構築その他の必要な措置を講ずるものとする。

第21条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、関係省庁相互間の連携の強化を図るとともに、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し専門的な知識を有するもの等の多様な主体と連携し、及び協働するよう努めるものとする。

第21条3 国は、事業者、国民又は民間の団体が行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得並びにその維持及び保全のための活動その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

4-1-2. 生物多様性国家戦略2010（案）

<里地里山の現状認識・意義に関する記述>

テーマ	要旨
「第2の危機」の認識	<ul style="list-style-type: none"> ・特に里地里山では人間活動の縮小により生態系が多様性を喪失。里地里山に生息してきた動植物が絶滅危惧種として数多く選定。シカ、サル、イノシシなどの増加、拡大により深刻な農林業被害や生態系影響が発生。 <p style="text-align: right;">（第1部第2章第1節1 3つの危機）</p>
里地里山の意義・重要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとに異なる伝統的な管理方法に適応して、多様な生物相とそれに基づく豊かな文化が形成。 ・絶滅危惧種が集中して生息・生育する地域の5割以上が里地里山に分布。 <p style="text-align: right;">（第1部第3章第2節3 国土の特性に応じたランドデザイン）</p>

<里地里山・田園地域における人と自然の関係の再構築に関する記述>

目指す方向	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な農林業の活性化を通じて、人と自然のより良い調和を実現。 ・人と野生鳥獣の棲み分けを進める。 ・エコツアー、バイオマスを含め地域の自然資源を積極的に有効活用。 ・都市住民なども含め地域全体で支える仕組みづくりを進める。 <p style="text-align: right;">（第1部第3章第2節3 国土の特性に応じたランドデザイン）</p>
里地里山全体への対応の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての里地里山を人手をかけて、かつてのように維持管理していくことは現実的ではない。 ・二次林については、適切な管理を推進する場合と、自然の遷移を基本として森林の機能を維持・発揮できる森林への移行を促進させる場合とを総合的に判断することも検討が必要。
さまざまな主体の協働による人と自然の関係の再構築	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業の推進、伝統的な里地里山の利用・管理手法の再評価、環境教育、エコツーリズム、バイオマスなど新たな利活用手法の検討、都市住民や企業など多様な主体による参加促進方策の検討等により里地里山の保全再生を促す。 ・農地や森林の所有者に加え、都市住民や企業など多様な主体が共有の資源（コモンズ）として管理していく仕組みづくりを進める。 ・生物の生息生育環境としての質を高める持続可能な農林水産業を推進。 ・農林漁業者や地域住民、NGO、民間企業、地方公共団体など多様な主体による取組を応援。 <p style="text-align: right;">（以上、第1部第4章第2節2 地域における人と自然の関係を再構築）</p>

注：中央環境審議会 自然環境・野生生物合同部会 国家戦略小委員会（平成21年11月24日）に示された「生物多様性国家戦略2010（案）」の内容から、里地里山の保全活用に関連するものを、事務局の責任で抜粋、要約した。

4-1-3. 国土形成計画

(全国計画 平成20年7月)

<第1部 計画の基本的考え方>

第3章 新しい国土像実現のための戦略的目標 (第4節 美しい国土の管理と継承)

- 特に管理水準が低下している里地里山の適正な保全・管理を図る。
- 農地・森林の適切な整備・保全、自然環境の保全・再生等を通じて、人の営みと自然の営みが調和した多様で良好なランドスケープの形成を図る。
- 国民一人一人が国土の管理と継承の一翼を担い、後世代へ継承していく「国土の国民的経営」を推進する。

<第2部 分野別施策の基本的方向>

第6章 国土資源及び海域の利用と保全に関する基本的な施策

国民との協働による森林づくり (第3節)	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の価値を国民が広く共有することにより、国民と行政との協働による森林づくりを進めていく。 ・居住地周辺の里山については、地域と都市住民の連携による里山林の再生活動を促進する。
農用地等の利用増進と保全向上 (第4節)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の多面的機能維持の観点から、農業的土地利用の維持に極力努める必要。 ・集落機能の低下により農用地等の保安全管理が困難化、地域の保安全管理の取組を国民全体で支える。
「国土の国民的経営」に向けた施策展開 (第6節)	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、手入れが不十分な森林や耕作放棄地等適切な管理が行われない土地が増加。一方で、地域住民、NPO、企業など多様な主体が国土の管理に積極的な関わりを持つ動きが各地で出現。 ・今後の国土管理は、所有者による管理を包含した新たな管理のしくみを構築していくことが必要。 <p>「国土の国民的経営」： 地域に根ざした所有者等による適切な管理を基本としつつ、国や都道府県、市町村など公的主体の役割とあいまって、国民一人一人が国土の管理の一翼を担う。</p>

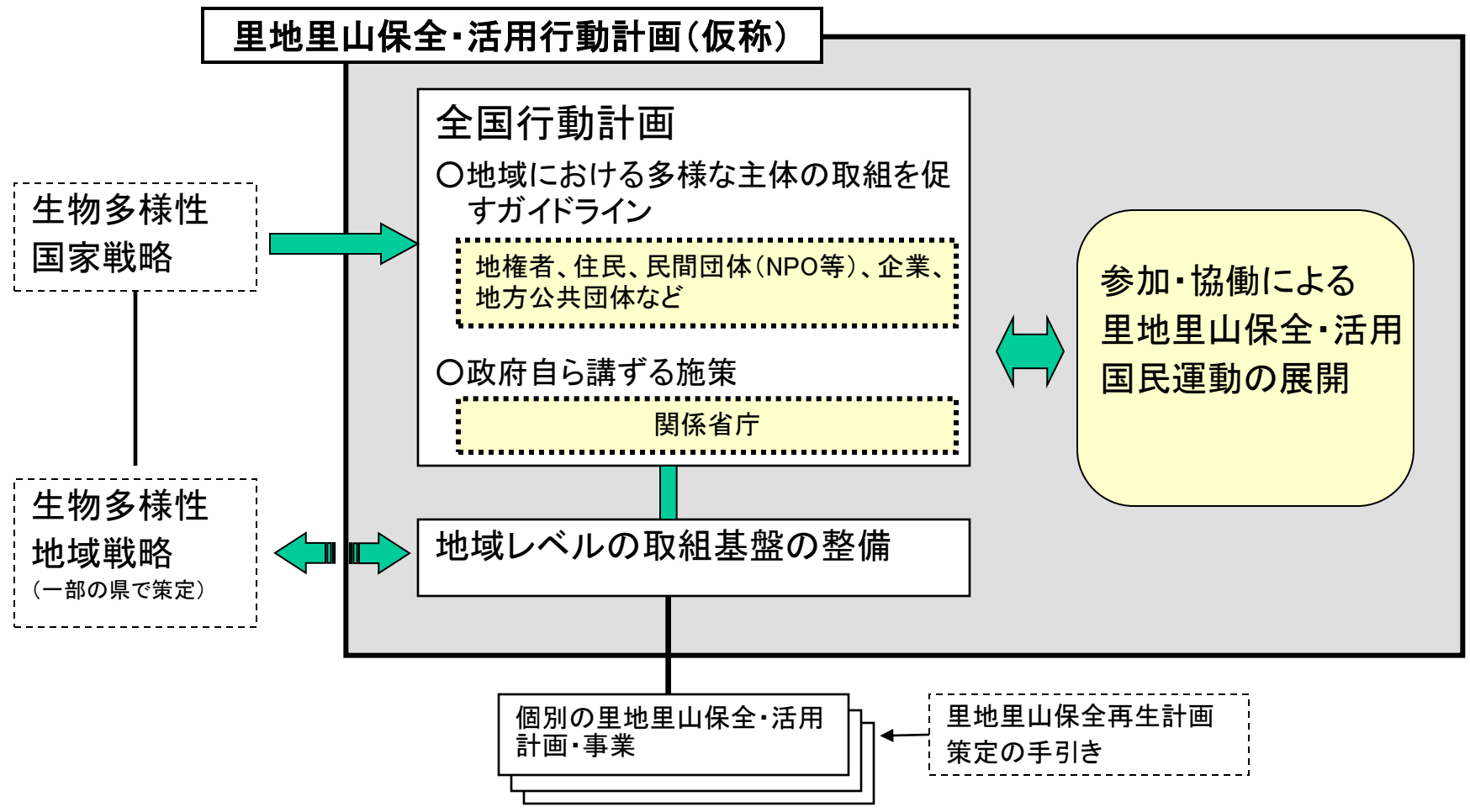
第7章 環境保全及び景観形成に関する基本的な施策

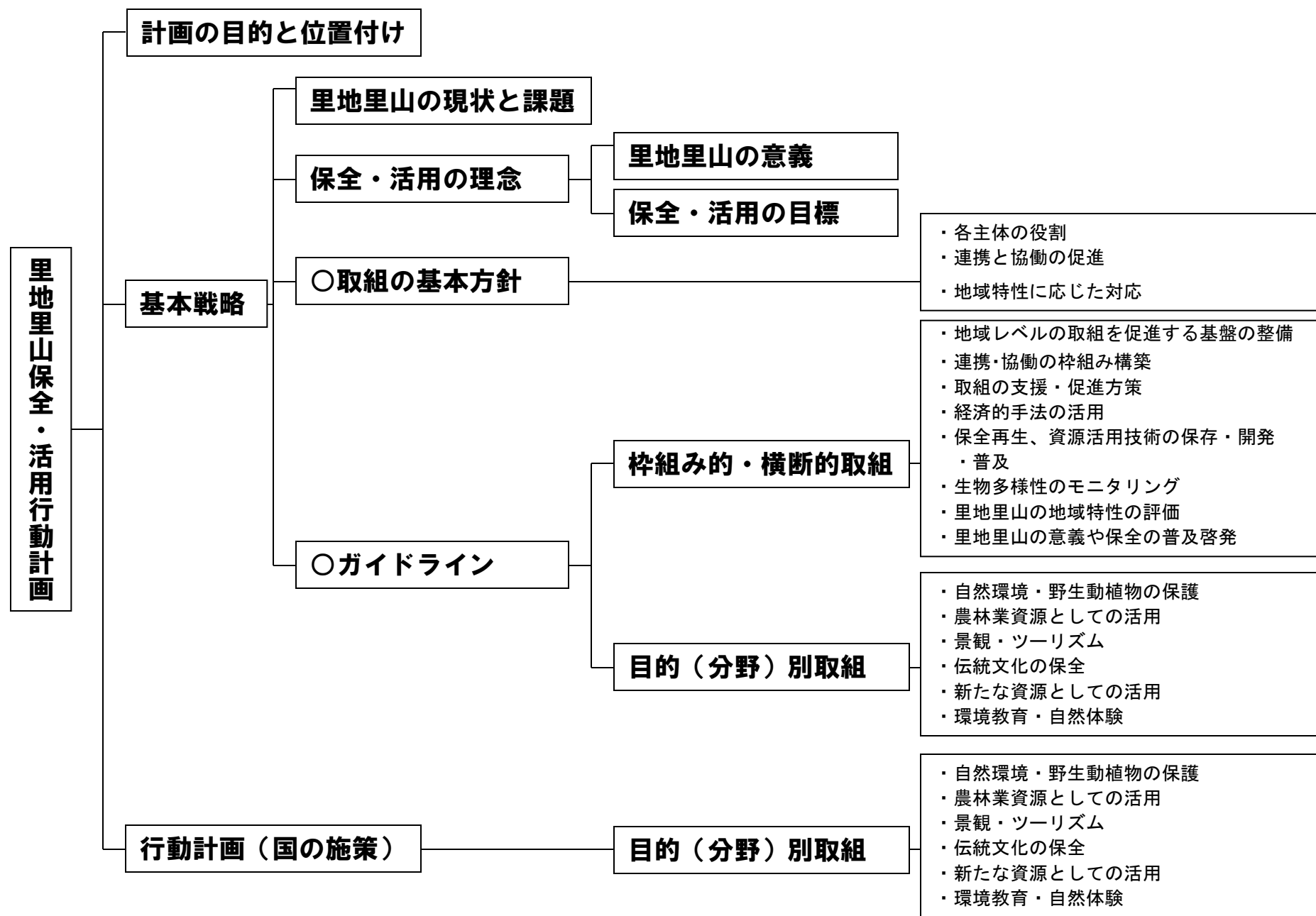
里地里山の保全・再生と持続可能な利用	<ul style="list-style-type: none"> ・環境と調和した農林業の振興により、里地里山の保全・整備を図るとともに、行政、専門家、地域住民、NPO等の連携による体制づくり、自然とのふれあいや環境学習の場としての活用、NPOや土地所有者等の活動への支援、土地所有者との協定の締結など種々のしくみを幅広く活用しつつ、総合的な保全を実施する。 <p style="text-align: right;">(第2節 健全な生態系の維持・形成)</p>
健全でうるおいのあるランドスケープの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における人と自然の関係の総体を良好なものとするため、地域における良好なランドスケープの形成を目指す必要。 <p style="text-align: right;">(第3節 良好な景観等の保全・形成)</p>

注： 国土形成計画全国計画(H20年 7月)の記述内容から里地里山の保全活用に関連するものを、事務局の責任で抜粋、要約した。

4-2. 「里地里山保全・活用行動計画(仮称)」策定のねらい

地権者、民間団体、行政等多様な主体の連携・協働による里地里山の保全・活用の取組を、各地域で促進するために、協働のための枠組み構築など取組を支える方策の考え方や手法をガイドラインとして示すとともに、地域の取組を効果的に支援するための国の施策を示す。





4-4. 地域での取組促進の枠組み(案)

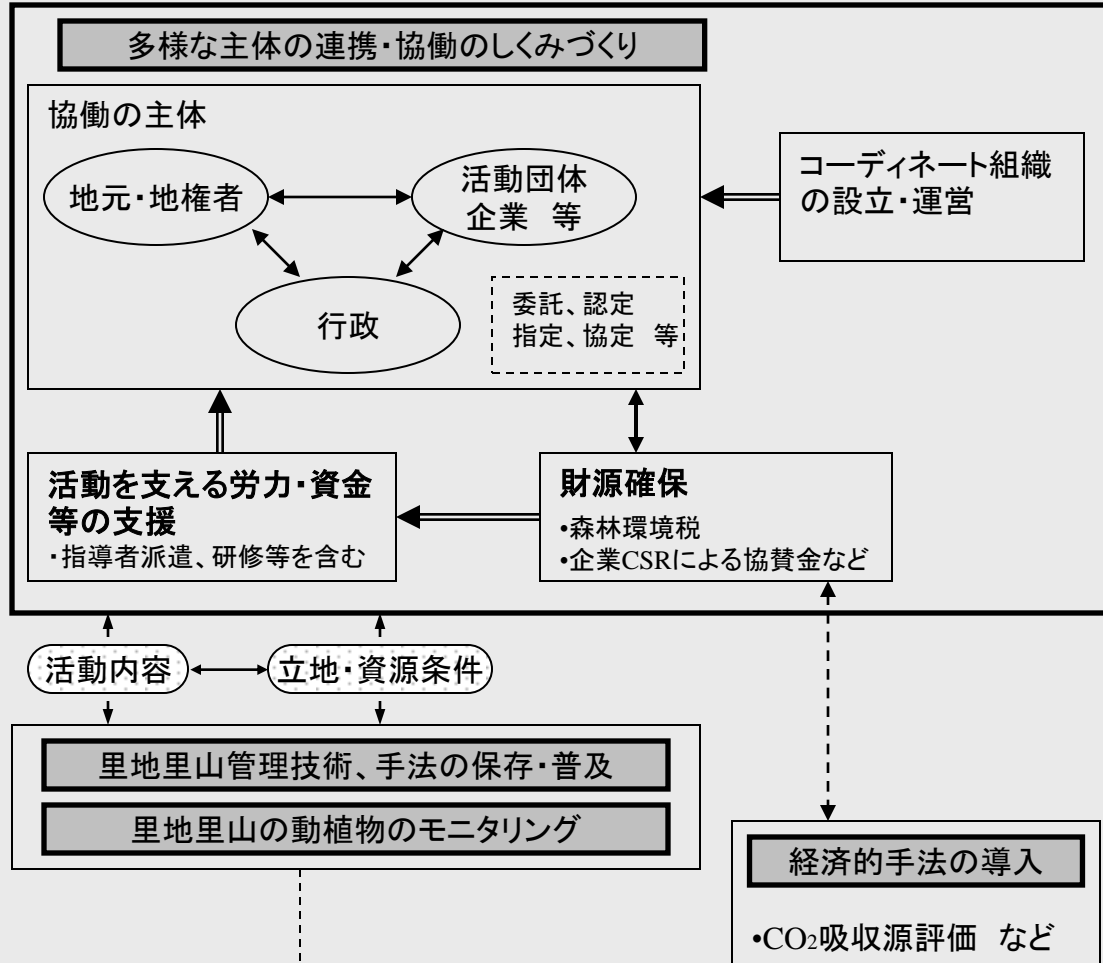
(枠組的・横断的な取組)

取組基盤としての広域的な計画・条例の策定と推進

※地域における多様な主体の共通の拠り所として、取組の枠組みと方向性を示す。

理念と基本方針

- 国民全体で支える共有の資源
- 地域レベルの多様な主体による取組が基本
- 連携・協働を促進
- 国・自治体は基本的にサポート役、施策間の連携(統合的展開)が重要
- 持続性のある労働力・資金等の確保策が必要



国民的な合意形成の推進

- 各種のキャンペーン
- 里地里山保全や生きもの情報の提供
- 環境教育 など

(さまざまな取組の促進)

- 農林業を通じた資源の保全と特続的な利用
- 景観・ツーリズム資源としての保全と利用
- 野生動植物保護 など